

雇用管理研修のご案内

受講料無料

テキスト無料配布

令和4年度 建設労働者雇用支援事業（厚生労働省委託事業）では、建設労働者の雇用の改善等に関する法律に基づき、労働者の募集、雇入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識や最新の法改正と対応等の習得を目的とした研修を全国47都道府県にて無料で実施しています。

建設事業主には、**雇用管理責任者の選任義務**があります。

- ①事業場ごと（支店、営業所等）に選任が必要です。
- ②職別工事業も事業ごとに選任が義務付けられています。
- ③雇用管理責任者は新しい知識の習得及び向上が求められています。

雇用管理責任者の方が必ず知っておくべき事項を分かりやすく解説！

対象となる方

雇用管理責任者、それに準ずる立場の方、雇用管理の知識を習得したい方、など

基礎講習

講義に集中しやすい対面講習、移動時間の削減ができるオンライン講習、どちらでもお好きな方で受講いただけます。

対面講習

〔1日講習／定員：各回30名〕

高知市

【日時】10月21日（金）9:30～17:00

11月18日（金）9:30～17:00

【会場】高知県建設会館 4F ホール

高知市本町 4-2-15



オンライン講習

〔1日講習／定員：各回50名〕 ※ZOOMでご受講いただけます。

開催スケジュール 9:30～17:00

8月 23日（火）、24日（水）、25日（木）

9月 9日（金）、15日（木）、21日（水）、29日（木）

10月 21日（金）

11月 2日（水）、11日（金）、15日（火）、18日（金）



【主な講習内容】

1. 雇用管理責任者の役割
2. 建設労働の実態
3. 建設業が取り組むべき課題
 - ・建設業が目指す「2024年問題」
 - ・建設キャリアアップシステム
 - ・労務単価に見合った諸経費の確保
 - ・建設業の一人親方対策
 - ・パワハラ防止措置
 - ・社会保険制度への完全加入
 - ・女性の定着促進に向けた取組み
 - ・外国人労働力の適正な活用
 - ・元請・下請関係の正常化
 - ・ICT化による新技術の導入
4. 新法・改正法・優遇措置
 - ・新法（年金制度の改正）
 - ・新法（建設アスベスト被害給付金制度）
 - ・改正法（パワハラ防止法）
 - ・労働環境整備に関する優遇措置
 - ・経営事項審査

◆研修終了後、修了証を交付します。 ※参加者名及び企業名は厚生労働省へ提出します。

※詳細なカリキュラムは専用Webサイトをご確認ください。※昼食・お飲み物等は各自でご用意してください。

※会場を変更する場合があります。変更の際は申込者様へ事前にご連絡いたします。

※新型コロナウイルス感染対策として三密を避け、ゆとりある座席配置をしております。各自マスクを着用のうえご参加ください。

詳細・お申込みは専用Webサイトへ

専用Webサイト

雇用管理研修

検索

<https://koyoukanri.chosakai.jp>

※キャンセルの際は事前にご連絡ください。

※体調不良等、急なご事情であれば当日でも結構です。

お問合せ先

株式会社労働調査会 関西支社

〒550-0011 大阪市西区阿波座2-2-18 いちご西本町ビル

TEL 06-6541-3045



オンライン講習を受講される際のご注意

1. オンライン講習はZOOMを使用し受講いただけます。事前にアプリケーションをインストールしてください。 ※専用Webサイトの「オンライン講習のご注意」をご確認ください。
2. 受講日の10日前までの受付になります。
3. メールで受講用のURLを送信します。
4. テキストは郵送、受講後の修了証はメールで送付します。